障生第１４７２号

平成３０年７月９日

指定障がい児通所支援事業者　代表者　様

大阪府福祉部障がい福祉室

　　生活基盤推進課長

障がい児通所支援における看護職員加配加算の3月経過後の見直しについて（通知）

　日頃から、本府の障がい福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

　さて、平成30年度報酬改定において看護職員加配加算が創設されたところですが、本加算については、創設から3月経過後、加算対象となる医療的ケア児の利用延べ人数（実績）により、あらためて加算区分を判定することとされています。

　つきましては、看護職員加配加算の体制を届け出ている事業所は、下記により届出をお願いします。

　なお、見直し後の加算区分は、平成30年8月サービス提供分から適用します。

記

１　届出を要する事業所

　　　看護職員加配加算の体制を届け出ているすべての事業所

２　提出期限　平成30年7月20日（金）

　　　　　　　※平成30年5月以降に指定を受けた事業所は、別添の５をご覧ください。

３　提出方法　郵送にてご提出ください。

　　　　　　　あて先　郵便番号540-8570（住所記載不要）

　　　　　　　　　　　大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導ｸﾞﾙｰﾌﾟ

４　提出書類　別添をご確認ください。

<連絡先>

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課

指定・指導グループ　指定担当

電話　06-6941-0351（代表）内線2458,4487